

令和3年4月27日

## 公募型プロポーザル

### 参加表明書に関する質問回答書

業務名：砂川駅前地区整備基本設計委託

番号	質問事項	回答
1	参加表明書評価要領3②（イ）「携わった立場」の中の「主任技術者又はこれに順ずる立場」についてですが、届出を提出していなくても主任技術者と同等に業務に携わった場合は「順ずる立場」として考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	また、「携わった立場」の中の「担当技術者の立場」についてですが、「担当技術者」として届出を提出していなくても担当技術者と同等に業務に携わった場合は「担当技術者」と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	技術提案書等の評価方法についてですが、最終審査（二次審査）の評価点は総合評価点での評価となるのでしょうか。二次審査の評価点での評価となるのでしょうか。	一次審査と二次審査を合計した点数を総合評価点とし、総合評価点で受託候補者を選定します。
4	管理技術者及び主任技術者の実績証明について、様式4に「記載した業務については契約書（表紙のみでよい）の写しを提出すること。」とありますが、転職により契約書を入手出来ない場合、担当物件及び担当者指名が掲載されている建築専門紙（新建築等）のコピー等で代用可能でしょうか。	可能とします。

5	<p>技術提案書等の評価方法について、実施要領の7 技術提案等の審査方法及び評価基準では、一次審査評価点 30点、二次審査評価点 70点とありますが、一次審査の評価点は、二次審査へ影響しないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>一次審査と二次審査を合計した点数を総合評価点とし、総合評価点で受託候補者を選定します。</p>
6	<p>管理技術者及び主任技術者について、実施要領に、「4. (2) 管理技術者及び主任技術者は、提出者の組織に所属していること。(6) 管理技術者及び建築(総合) 主任技術者は、再委託しないこと」とありますが、構造及び設備の主任技術者については、提出者の組織に属せずに再委託先の組織に所属していてもよろしいでしょうか。</p>	<p>管理技術者及び主任技術者は、提出者の組織に所属している者といたします。 4. (6) を「主たる分担業務分野である建築(総合) は再委託しないこと。」と訂正いたします。</p>
7	<p>参加表明等の提出方法について、持参又は郵送によることとありますが、宅配便による提出は可能でしょうか。</p>	<p>可能とします。</p>
8	<p>実施要領5(8) 技術提案書提出者の選定に「一次審査として、参加表明書提出者が多数の場合は、」とありますが、多数とは何者以上を指すのでしょうか。</p>	<p>多数とは、技術提案書提出者が5者を超える場合を想定しています。 なお、提出者が1者以上あれば、一次審査を行います。</p>